

産業連関幹事会
基本計画・SNA 課題対応ワーキンググループ（第 9 回）
議事概要

1 日 時 平成 24 年 2 月 9 日（木） 15：00～15：15

2 場 所 経済産業省別館 1020 会議室

3 出席者

【各府省庁等】内閣府（経済社会総合研究所）、金融庁、総務省（統計局）、財務省、厚生労働省、農林水産省、経済産業省、国土交通省、環境省、日本銀行
 【事務局】総務省（政策統括官室）

4 議 題

- 公的部門の格付けの見直し

5 議事概要

- 公的部門の格付けの見直し

公的部門の格付けについて、事務局から資料 1 に基づき説明が行われた。その概要は以下のとおり。

① 次回産業連関技術会議提出資料（素案）について

回りの産業連関技術会議においては、公的部門の格付け作業の中間報告を予定しており、その際の主な資料として、平成 17 年産業連関表作成基本要綱第 1 部第 3 章〔別表 4〕をベースとした資料（別紙 1 及び別紙 2）により説明することが事務局から提案された。

各府省庁は、資料全般及び所管の事業・法人について、記載内容を確認し、修正等があれば、見え消し修正の上、2 月 24 日（金）までに事務局へ提出することとなった。

② 前回WG以降の公的部門格付け作業の進捗状況

現時点における作業の進捗状況が、別紙 3 のとおり示された。

③ 新基準に基づく判定に当たって使用した財務データや根拠法令等の記録・保存

標記については、前回WGにおいて提示した様式（別紙 4）に基づき、1 月 31 日付けのメールにて、正式に作業依頼を行ったところであり、その結果を 2 月 29 日（水）までに提出するよう、再度依頼が行われた。

主な意見等は、次のとおり。

- 別紙 2 において、網掛けがなされている事業・法人はどういう意味か。

→ 平成 17 年表における格付けから変更のあった事業・法人を示すもの。これについても適切に網掛けされているか確認をお願いしたい。

以上

産業連関幹事会
基本計画・SNA 課題対応ワーキンググループ（第10回）
議事概要

1 日 時 平成24年3月8日（木）16：45～17：20

2 場 所 経済産業省別館 1020 会議室

3 出席者

【各府省庁等】内閣府（経済社会総合研究所）、金融庁、総務省（統計局）、金融庁、文部科学省、厚生労働省、農林水産省、経済産業省、国土交通省、環境省、日本銀行

【事務局】総務省（政策統括官室）

4 議題

- (1) 公的部門の格付けの見直し
- (2) 研究開発（R&D）の資本計上

5 議事概要

- (1) 公的部門の格付けの見直し

公的部門の格付けについて、事務局から、資料1-1及び1-2に基づき説明を行うとともに、資料1-1に関連して農林水産省から説明が行われた。事務局説明の概要は、以下のとおり。

- ① 基本要綱〔別表4〕前文について（資料1-1の「1」）

前回のWGで提示した基本要綱〔別表4〕前文の案について、農林水産省及び経済産業省から意見が出された。基本的にそれを反映する形で修正をしたい。ただ、「政府サービス生産者」の前に「産出が非市場産出のみからなる」という修飾語を付すという農林水産省の案については、事務局において検討中。

- ② 産業連関技術会議資料案について（資料1-1の「2」及び資料1-2）

前文の調整について未了の部分があるが、産業連関技術会議の資料としては、①概要ペーパー、②前文の修正版、③前文の新旧対照表、④格付け一覧表の4つを資料として使う予定。一覧表の説明については、一つずつ説明することは考えておらず、今回の見直しにより大きく変更された点について、ポイントを絞って説明することを想定している。

3月22日の産業連関幹事会において、資料の最終版を提示するので、3月14日（水）までに最終確認をしていただきたい。

- ③ 格付けに当たって使用したデータや根拠法令等の記録・保存について（資料1-1の「3」）

本作業については、2月29日（水）を期限を目途に作業をお願いしていたが、まだ、一部省庁については、その全部又は一部が未提出となっていることから、年度内に、全ての事業・法人について作成し、提出願いたい。

主な意見等は、次のとおり。

- 「社会保障基金」に該当しない国民年金基金等が「社会保険事業★★」に含まれているが、格付け表に記載すべき団体ではない。今回の前文の修正で「政府サービス生産者に格付けられる機関（法人）はすべて対象にしている」旨、記載すると、「社会保険事業★★」の定義・範囲と不整合がでる。

→ 確かに、格付け表に書き込む性格のものではないが、かといって、格付け表の性格を明確にする上からも、「公的（政府サービス生産者及び公的企業）に格付けられるものが網羅さ

れている」旨を明記することも必要だろう。そうであるなら、この追加の記述の後ろに「(注)」を付け、脚注で、国民年金基金等の扱いに触れるという方法はどうか。

(2) 研究開発 (R&D) の資本計上

研究開発 (R&D) の資本計上について、内閣府から J SNAにおける検討状況及び I Oに導入した際のイメージについて、資料 2 に基づき説明が行われた。

本件について、今後 SNAWG で検討するに当たっては、内閣府、文部科学省及び総務省 (事務局) をコアメンバーとして行うものの、

- ① J SNA においても、まだ検討途上の課題であること、
- ② また、仮に I Oでも導入する際には、文部科学省が担当する教育部門、各種研究機関、企業内研究開発など広範な部門について、大きな概念変更が必要とされることから、平成 23 年表で対応課題というよりも、むしろ、平成 27 年表で対応するための課題整理にならざるを得ないという認識が示された。

主な意見等は、次のとおり。

- R&D 資本化の試算値を示されているが、この金額が、I Oでもそのまま最終需要の増加になると理解してよいか。
→ その理解でよい。
- 所有権の主体について、実施主体でとらえるか、資金拠出主体でとらえるかという課題が示されている。しかし、前者の場合、教育・研究機関に限定される一方で、後者の場合、資金を拠出する主体はあらゆるアクティビティにおいて可能性がある。したがって、もし、後者の考え方で I Oに導入すると、すべての行アクティビティから経費をはがして固定資本形成に移すということになるのか。
→ I Oでは、あくまで、実施主体としての教育・研究機関のアクティビティとして処理した上で、実施主体と資金拠出主体のマトリックスを別に作るイメージだと考えている。
- J SNAにおける検討の用途はたっているか。
→ まだ、具体化されていない。
→ R&Dの資本計上は、文部科学省が担当する教育部門、各種研究機関、企業内研究開発など広範な部門について、大きな概念変更が必要とされる。まだ、J SNAの対応が明確になっていない中、7月までに部門の検討が終了するという限られたスケジュール内に処理することは、文部科学省にとって非常に重い課題だし、事実上困難だと思う。
→ 平成 23 年表で対応することには拘泥していない。平成 27 年表で対応するための課題整理ができればよいのではないかと考えている。
- 08SNA の勧告で、「ただし、活動が経済的便益を伴わないことが明らかな場合は資本形成としては扱われず、中間消費として扱われる」とあるが、当該部分について、今回、推計しているのか。
→ 研究機関が行った成果が別の産業に活用されるのではなく、別の研究機関のために行われるようなケースである。
→ 教育部門と研究部門の自部門投入だけが中間消費に計上され、残りは、国内総固定資本形成部門に移るということか。
→ そのような理解で結構かと思う。

以上